

## 主 文

本件特別抗告を棄却する。

## 理 由

本件特別抗告の趣意は別紙のとおりである。

所論は要するに、京都地方裁判所は、被告人A外四名に対する暴力行為等処罰二  
関スル法律違反被告事件に関し、昭和三八年九月二五日、検察官申請の証人Bを公  
判期日外で高知地方裁判所において尋問する旨の決定をしたので、右被告人等の弁  
護人である申立人等において、右決定に対し異議の申立をしたところ、京都地方裁  
判所は、同年一〇月八日これを棄却する旨の決定をした。しかし右異議申立棄却決  
定は、憲法八二条二項但書及び三七条一、二項の規定に違反するというにある。

しかしながら本件証拠調に関する異議申立棄却決定の如き「訴訟手続に関し判決  
前にした決定」は刑訴四三三条一項にいわゆる「この法律により不服を申し立てる  
ことができない決定」に当らないものである（昭和二六年（し）第七一号、同二八  
年一二月二二日大法廷決定、集七巻一三号二五九五頁、昭和二九年〇第三七号、同  
年一〇月八日第三小法廷決定、集八巻一〇号一五八八頁、昭和三二年（し）第五五  
号、同三三年四月一八日第二小法廷決定、集一二巻六号一一〇九頁各参照）。従つ  
て所論憲法違反の主張につき判断するまでもなく、本件特別抗告は不適法として棄  
却すべきものである。

よつて刑訴四三四条、四二六条一項により裁判官全員一致の意見で主文のとおり  
決定する。

昭和三八年一二月二四日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	横	田	正	俊
裁判官	石	坂	修	一

裁判官 五 鬼 上 堅 磐